

都医療券の更新手続きのご案内

お持ちの 都医療券(以下「医療券」といいます。)は、まもなく有効期間が終了しますので、更新手続きをおとりください。なお、生活保護受給対象となった場合は、難病医療費助成の対象外となりますので、ご注意ください。

【目次】	ページ
1 申請窓口	1
2 申請受付期間	1
3 審査の流れ	2
4 手続きに必要な書類	3
5 各種必要書類について	4～18
6 「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」について	18～21

ご不明な点がございましたら、以下のいずれかへお問合せください。

【問合せ先】

- ① お住まいの区市町村担当窓口
(別紙:【難病・肝炎医療券の手続窓口一覧】参照)
- ② 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課
(本申請に関すること) 03-5320-4004
- ③ 東京都保健医療局ホームページ
以下のURLをご参照いただくか、「東京都 難病」または「東京都 難病医療費助成制度」で検索してください。

- ・ 申請手続きについて

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/shin_sei.html



- ・ 指定医一覧について

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/shiteii/ichiran.html>



- ・ 「軽症かつ高額」について

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/keisyokogaku.html>



- ・ 「高額かつ長期」について

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/kogakuchoki.html>



1 申請窓口

お住まいの区市町村の窓口(同封の「難病・肝炎医療券の手続窓口一覧」をご覧ください。)へ申請書類を提出してください。

また、区市町村によっては、郵送による受付を行っている場合もあります。詳しくは、お住まいの区市町村の窓口にご相談ください。

2 申請受付期間

医療券の有効期限	受付開始日	受付期限※
令和8年7月31日	令和8年3月2日(月曜日)	令和8年4月30日(木曜日)

(指定難病の受給者証等もお持ちの場合、それぞれ有効期限が異なることがあります。受付期間は有効期限ごとに異なりますので、医療券等を複数お持ちの方は、それぞれの受付期間に手続をしてください。医療券のほかに受給者証をお持ちの方は、それぞれの受付期間に手続をしてください。)

【※受付期限について】

○受付期限までに申請を行った方には、現在の受給者証の有効期限が切れる前に新しい受給者証をお送りする予定です(ただし、提出書類に不備等があった場合は、受給者証の有効期限が切れる前に新しい受給者証をお送りできないことがあります。)

○受付期限を過ぎた後でも、申請は可能ですが、以下の点にご留意ください。

- ・申請から受給者証の発行まで、通常3か月程度かかりますので、現在の受給者証の有効期限が切れる前に、お手元に新しい受給者証が届かない可能性が高くなります。
- ・有効期限を継続しての交付をご希望される場合は、遅くとも、現在の受給者証の有効期限までに、申請手続をするようお願いいたします。
- ・現在の受給者証の有効期限が切れて、新しい受給者証がお手元に届くまでの間は、受診等の際に医療費等をいったん立て替えていただき、受給者証が届いた後に払い戻しの請求手続をしていただくこととなります。

【医療券の有効期限を過ぎてから申請をする場合】

- ・令和5年10月1日から、難病医療費助成制度が変わり、医療費助成の開始日を申請日より前の診断日等に前倒しできるようになりました(ただし、更新申請においては、医療券の有効期限を過ぎてから申請をする場合で希望がある方のみが対象となります。制度の詳細は、以下の※「医療費助成開始日の前倒しについて」をご参照ください。)
- ・医療券の有効期限を過ぎてから更新申請をする場合は、更新申請書の『医療費助成の開始日について』欄のご記入をお願いします(5 ページの記入例をご参照ください。)

※「医療費助成開始日の前倒しについて」

制度改正に伴い、医療費助成の開始時期が、申請日から、「重症度分類を満たしていることを診断

した日」等へ前倒しが可能となりました。

なお、軽症かつ高額の対象者(詳細は 18 ページ参照)については、軽症かつ高額の基準を満たした日の翌日が医療費助成の開始時期となります(この場合は、軽症高額の基準を満たした日を確認できる書類(自己負担上限額管理票、医療費申告書、領収書等の写し)の提出が必要です。)

申請日からの前倒し期間は原則として1か月とし、指定医が診断書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。

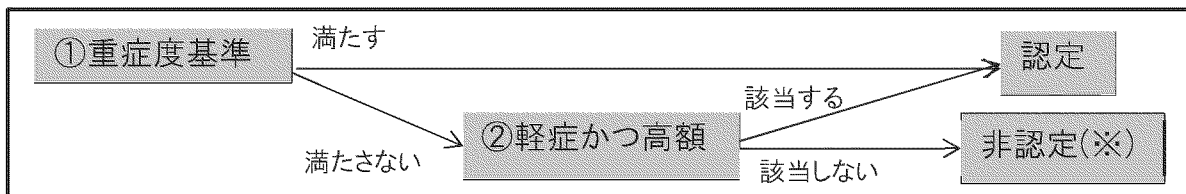
・医療費助成開始日の前倒しを希望される場合、審査の結果によっては、診断年月日の確認のため、別途、照会させていただく場合があります。このため、新しい医療券の発行までに時間がかかる可能性がありますので、助成開始時期の前倒しを希望する場合は、その旨ご了承ください。

・医療券の有効期限から6か月を経過する日までは、更新手続きが可能です。これを過ぎると新規申請として手続きをする必要がありますのでご注意ください。

3 審査の流れ

医療費助成の更新申請では、以下の①又は②のいずれかに該当するかを審査します。いずれにも該当しない場合は非認定(※)になります。なお、重症度基準については、同封されている臨床調査個人票の「認定基準」欄をご確認ください。

- ① 臨床調査個人票の重症度基準(症状の程度の基準)を満たしている
- ② 更新申請する月を含めた過去12か月以内に、申請した難病に係る医療費等総額が33,330円を超える月が3か月以上ある(=「軽症かつ高額」、詳しくは18ページをご覧ください。)



【※非認定になった場合】

東京都から非認定通知書を交付した日以降に、再申請の手続きを行うことができます(原則として、非認定通知書の交付日から1年を経過する月の末日まで。)

再申請の際には、臨床調査個人票に代えて、次の書類が必要となります。

- ・非認定通知書の写し
- ・「軽症かつ高額」の基準を満たすことが確認できる書類

非認定通知書の交付には時間を要するため、交付を待たず(今回の更新申請を取り下げた場合)、改めて更新申請をされる場合は、臨床調査個人票が必要となります。再度、更新申請をご検討の際は、手続き方法が異なりますので、東京都又はお住まいの区市町村窓口にご相談ください。

更新申請の時点で「軽症かつ高額」の基準を満たさないことが明らかな場合には、更新申請書には『「軽症かつ高額」に該当しない。』にチェックをお願いします(4ページの記入例をご参照ください。)。チェックがある場合、東京都から非認定通知書を速やかに交付することができるため、再申請の手続きを速やかに行っていただくことが可能となります。

4 手続に必要な書類

○各書類の記入方法など、詳しくは該当のページをご覧ください。

【全ての方が提出する書類】(①～③)

	書類名	記入方法等
<input type="checkbox"/>	①特定医療費支給認定申請書（同封の書類）	4～5ページ
<input type="checkbox"/>	②臨床調査個人票（同封の書類）	6ページ
<input type="checkbox"/>	③個人番号に係る調書（同封の書類）	6～8ページ

【該当する方のみ提出する書類】(④～⑬)

	書類名	対象者・記入方法等
<input type="checkbox"/>	④住民票	9ページ
<input type="checkbox"/>	⑤医療保険情報に関する写し	9～10ページ
<input type="checkbox"/>	⑥世帯の所得を確認するための書類	11～13ページ
<input type="checkbox"/>	⑦公的年金等の収入等に係る申出書（同封の書類）	13～15ページ
<input type="checkbox"/>	⑧認定を受けている難病に係る医療費等の総額が確認できる書類	16ページ
<input type="checkbox"/>	⑨人工呼吸器等装着者に係る診断書	16ページ
<input type="checkbox"/>	⑩小児慢性特定疾病医療受給者証の写し （申請日時点で有効なもの）	16ページ
<input type="checkbox"/>	⑪世帯員の特定医療費(指定難病)受給者証の写し （申請日時点で有効なもの）	16ページ
<input type="checkbox"/>	⑫世帯員の○都医療券の写し(申請日時点で有効なもの)	16ページ
<input type="checkbox"/>	⑬委任状（同封の書類）	16～17ページ

【窓口で提示する物】(⑭～⑯)

	書類名	具体例等
<input type="checkbox"/>	⑭身元確認に必要な物	17ページ
<input type="checkbox"/>	⑮個人番号の確認に必要な物	17ページ
<input type="checkbox"/>	⑯法定代理人であることを証明する書類	18ページ

記入例・左頁の続きから

登録者証申請書

申請しない又は交付済の場合は□に印をつけてください。いずれにもチェックがない場合は、「申請する」とみなします。
 ※登録者証の交付は、原則「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（以下「マイナンバー情報連携」という。）により行われます。ただし、マイナンバー情報連携を活用できない状況にある場合は、別途「登録者証書面交付申請」を行うことで、書面の登録者証が交付されます。

申請しない 交付済

こちらは国指定難病に関する項目ですので、記入しないでください。

住民票上の世帯が同一であっても、患者と医療保険が異なる方については記載しないでください。
 また、住民票上は別世帯であっても同じ医療保険に加入している方は記載してください。

患者と医療保険上の同一世帯に難病医療費助成を受給している方がいる場合に記載してください（人工透析、先天性血液凝固因子欠乏症等、B・Cウィルス肝炎助成等その他制度は対象外です。）。

世帯に関する情報	「患者と同じ医療保険に加入している者」 ※医療保険の種類が、協会、船員、日雇、組合又は共済の場合は、被保険者のみ記載してください。	氏名	東京 花子	生年月日	年 月 日	
		氏名	東京 一郎			
	上記の者のうち右に該当している者	難病の医療費助成を受けている者	フリガナ			
		小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者	フリガナ			

患者と医療保険上の同一世帯に小児慢性特定疾病の医療費助成を受給している方がいる場合に記載してください。

↑患者と同じ医療保険に加入している者で該当しているものを全員記載してください。

以下の欄は、受給者証の有効期限を過ぎてから申請する場合に御記入ください。（受給者証の有効期限内に申請する場合は記載不要です。）

【医療費助成の開始日について】

医療費助成の開始日を、申請日より前にすることを希望しますか。
 ※いずれにもチェックがない場合は、「希望しません」とみなします。

希望しません ※希望しない場合、申請日の前日までの間にかかった医療費は助成されませんので、御注意ください。
 また、以下の「臨床調査個人票記載の診断年月日」欄の記載は不要です。

希望します ⇒「診断年月日」欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合又は空欄の場合は、申請までに時間を要した理由を下記にチェックしてください。
 ※いずれにもチェックがない場合は、「特段の理由なし」とみなします。

臨床調査個人票の受領に時間を要したため
 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出が遅れたため

【医療費助成の開始日について】

受給者証の有効期限を過ぎてから申請する場合は、医療費助成開始日の前倒しを希望するか、どちらかに☑を付けてください（受給者証の有効期限内に申請する場合は、この欄は記載不要です。）。

「希望します」に、☑を付けた場合は、申請までに時間を要した理由のいずれかに、☑を付けてください（ただし、「診断年月日」欄の日付が申請日から1か月以内の場合は不要です。）。

② 臨床調査個人票（同封の書類）

- 主治医(難病法上の指定医である必要はありません。)に作成してもらってください。
- 更新申請の審査の際、重症度基準による審査も行いますので、重症度に係る項目について、記載漏れ等のないようご注意ください。
- 臨床調査個人票は原本を提出してください。

【記入例】

氏名	とつきよつ たろつ 東京 太郎	性別	男	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日生
住所	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	網掛け部分を患者本人が記入してください。			
発病年月	年 月 (満 歳)	初診年月日	年 月 日	保険種別	1.居 2.離 3.船 4.共 5.国 6.後
身体障害者 手帳	1.あり(等級 級)	2.なし	介護認定	1.要介護(要介護度)	2.要支援 3.なし

医療機関名	東京クリニック	医療機関コード	9 9 9 9 9 9 9
医療機関所在地	東京都〇〇	有効期間は、記載日から起算して3か月です。	
担当医師 氏名	東京 次郎	記載年月日	令和8年2月1日
医師の記名(又は自筆署名)が記載されていることを確認してください。			

③ 個人番号に係る調書（同封の書類）

難病医療費助成制度では、認定されている方の情報を個人番号(マイナンバー)により管理しています。また、希望される方は、マイナンバーを利用した情報連携により、住民票及び住民税(非)課税証明書及び医療保険情報の写し(以下「住民票等」という。)等の提出を省略※することができます。

なお、情報連携により課税情報を取得するためには、対象となる方の同意が必要となりますので、住民票書等の提出を省略する場合には、必ず「③個人番号に係る調書」の「課税情報取得に係る同意」欄の「同意する」にチェックを入れてください。

※ 情報連携により、住民票等の提出の省略を希望される方でも、「個人番号に係る調書」の記載等に不備がある(必要な世帯員の方の情報が不足している等)場合、後日改めて書類の提出が必要になりますので、ご了承ください。

【個人番号等の記入が必要な方】

○情報連携により、住民票等の提出を省略する場合

⇒ 患者本人に加えて、加入する医療保険の種類ごとに、次頁の図を参考にして必要な方(図の網掛けされている方)全員の個人番号等の記入が必要です。

○情報連携を希望しない場合(住民票等は省略できません。)

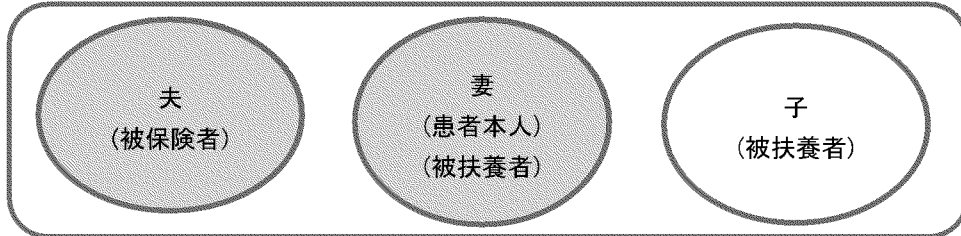
⇒ 患者本人

■ 会社の健康保険などの被用者保険(※)

患者本人および健康保険証に「被保険者」と記載されている方の個人番号等を記入してください。

※ 具体例:健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、船員保険、日雇保険

＜例:患者本人が配偶者の被用者保険の被扶養者で、子も同一保険の場合＞

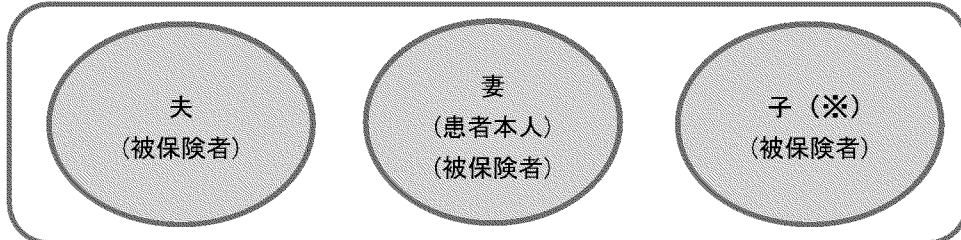


■ 国民健康保険、国民健康保険組合又は後期高齢者医療制度

患者と同じ医療保険に加入している、患者と同じ住民票上の世帯全員(注)の個人番号等を記入してください。

(注)「国民健康保険組合」の場合、医療保険上の同一世帯の方については、住民票が別であっても、記載してください。

＜例:患者本人が国民健康保険に加入しており、同じ住民票上にいる配偶者と子も国民健康保険に加入している場合＞



※ 令和7年1月1日時点(令和8年7月以降に窓口が申請を受理する場合は令和8年1月1日時点)で義務教育を修了していない子の個人番号等は不要です。

* 国民健康保険でマル学又はマル遠の方(修学等の理由により、区市外に転出し、住民票を移したが、特例として引き続き同じ医療保険に加入している方)は、住民票上別の世帯でも同じ医療保険に加入している方(同じ記号・番号の方)全員の個人番号等を記入してください。

なお、個人番号の調書に記載が必要な方の中に、令和7年1月1日時点(令和8年7月以降に窓口が申請を受理する場合は令和8年1月1日時点)で国外に滞在していた方がいる場合、その方も含めて必要な方全員分の個人番号等を記入してください。

また、該当の方については、令和7年1月1日時点(令和8年7月以降に窓口が申請を受理する場合は令和8年1月1日時点)で国内に在住していなかったことが確認できる書類の提出が別途必要になります(詳しくは、13ページをご覧ください。)

【記入例】

(新規・更新・変更)

※審査に必要な方のマイナンバーが全員分ない時には、添付書類の省略はできません。

(東京都疾病対策課①)

申請書提出日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
個人番号に係る調書(東京都対象難病用)

都難病用

患者	フリガナ 氏名	トウキョウ 東京	タロウ 太郎	生年月日	MM / DD / YYYY
	申請時住所	(〒163- 8001) 東京都新宿区2-8-1		後期高齢	
	医療保険の種類	協会・船員・日雇・ 組合 ・共		課税情報取得 に係る同意※2	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する
	課税区市町村 ※1				

【医療保険の種類】
該当する種別に
○を付けてください。

書類を記入した日ではなく、**必ず申請書類を窓口へ提出する日**を記載してください(誤った日付を記載した場合、自己負担上限額の算定の際に不利益が生じる場合があります。)

世帯の所得を確認するための書類の提出を省略される場合は、**必ずチェック**してください。

一人目	フリガナ 氏名	トウキョウ 東京	イチロウ 一郎	生年月日	MM / DD / YYYY
	申請時住所	<input checked="" type="checkbox"/> 患者と申請時住所が同じ場合は、こちらに (〒 -)			
	課税区市町村 ※1	埼玉県さいたま市		課税情報取得 に係る同意※2	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する
	個人番号 (マイナンバー)				

患者と同じ医療保険に加入している者※

二人目

フリガナ
氏名

フリガナ
氏名

世帯の所得を確認するための書類の提出を省略される場合は、**必ずチェック**してください。

世帯の所得を確認するための書類の提出を省略される場合、**必ず申請書右上の「世帯に関する情報」欄に記載している方※全員の個人番号等を記載**してください。

※ 患者と同じ医療保険に加入されている方

- ⇒ 国民健康保険又は国民健康保険組合の場合は、保険証の記号・番号が同一の方(注)
- ⇒ 後期高齢者医療保険制度の場合は、同一保険で住民票上同一世帯の方
- ⇒ 被用者保険の場合は、被保険者のみ(患者本人が被保険者の場合は世帯員欄は記載不要)

ただし、**令和7年1月1日時点(令和8年7月以降に窓口が申請を受理する場合は令和8年1月1日時点)で義務教育を修了していない子は記載不要**です。

(注)国民健康保険組合の場合、保険者によっては、患者と同じ医療保険に加入していても、記号・番号が同一ではない場合があります。

【該当する方のみ提出する書類】(④～⑫)

④ 住民票

○ 以下のア又はイに該当する方は提出してください。

ア 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療制度のいずれかに加入している。

イ 被用者保険(会社の健康保険等)に加入しており、住所又は氏名に変更がある。

ただし、「③個人番号に係る調書」を提出し、マイナンバー制度を利用した情報連携を希望する場合(※)は、提出を省略できます。

※ 情報連携を希望した場合でも「③個人番号に係る調書」の記載等に不備がある場合(世帯員の方の記載が不足している場合など。詳しくは6～8ページをご覧ください。)、後日改めて住民票をご提出いただく必要があります。

○ 提出する住民票は以下の要件を満たすものとしてください。

- ・ 発行日から3か月以内のもの
- ・ 患者及び当該患者と同一世帯の方全員が記載されており、続柄の記載があるもの
- ・ マイナンバーの記載がないもの

○ 住所や氏名に変更があり、現在お持ちの医療券の有効期間内から医療券の記載内容の変更を希望される場合は、更新申請とは別に、変更届の提出が必要となりますので、速やかにお住まいの区市町村の窓口にて手続きをしてください。

⑤ 医療保険情報に関する写し

○ 難病医療費助成制度の月額自己負担限度額は、患者と同じ医療保険に加入する人で構成される世帯の、保険料算定対象者(以下「支給認定基準世帯員」といいます。)の住民税(区市町村民税)額により算定されるため、申請時に現在加入している医療保険の情報について確認しています。

○ 「医療保険情報」とは、資格確認書及びマイナポータルから保険情報を印字したもので、次のすべての事項が表示されているものを指します。

記号・番号・枝番、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、負担割合、被保険者氏名(世帯主氏名)、本人・家族の別、保険者等番号、保険者名

○ 医療保険に加入している患者様は必ず提出してください。加入している医療保険等によっては、本人以外の方の医療保険情報の写しが必要になる場合があります。医療保険情報の写しが必要な方は次表のとおりです。必要な方の分をご用意いただき、申請の際に提出してください。

マイナンバーの情報連携による保険情報の取り込みが可能となりました。情報連携を希望される方は、本人を含めて次表により該当される方の分も必要事項を記入して提出していただくことで医療保険情報に関する写しを省略できます。

患者が加入している医療保険	提出する医療保険情報の写し
被用者保険 (会社の健康保険など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本人 ○ 被保険者(患者が被扶養者で、患者の医療保険情報で被保険者が明らかでない場合のみ) ※ 患者本人の現住所の記載部分も添付してください(裏面に記載がある場合は、裏面の写しもご提出ください。)
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本人 ○ 患者と同じ医療保険に加入している方(同じ記号・番号の方)全員
国民健康保険組合(注)	
後期高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本人 ○ 患者と同じ住民票上の世帯に属し、患者と同じ医療保険に加入している方全員

(注)「国民健康保険組合」の場合、保険者によっては、患者と同じ医療保険に加入しているも、記号・番号が同一ではない場合があります。

○ なお、加入する医療保険の内容が変わった場合は、更新申請とは別に、速やかに変更の手続きを行ってください(手続きに必要な書類は、お住まいの区市町村の窓口にお尋ねください。)

⑥ 世帯の所得を確認するための書類

加入する医療保険により提出が必要な方が異なります。下記の表に従ってご提出ください。

なお、「③個人番号に係る調書」を提出し、マイナンバー制度を利用した情報連携を希望する場合(注1)や、階層区分が「上位所得」(区市町村民税の所得割額が25.1万円以上)となることが明らかな場合で、その旨の承諾をいただいた場合(注2)は、提出を省略できます。

(注1) 情報連携を希望した場合でも「③個人番号に係る調書」の記載等に不備がある場合(世帯員の方の記載が不足している場合など。詳しくは6～8ページをご覧ください。)、後日改めて所得を証明する書類をご提出いただく必要があります。

(注2) 該当の方は受付窓口でお申し出ください(階層区分については、次頁の表参照)。

【提出が必要な方※】

患者が加入する医療保険	提出が必要な方※
被用者保険 (会社の健康保険など)	○ 被保険者 ○ 患者本人(患者が被扶養者で、かつ、被保険者が非課税の場合のみ)
国民健康保険	○ 患者本人
国民健康保険組合(注)	○ 患者と同じ医療保険に加入している方(同じ記号・番号の方)全員
後期高齢者医療制度	○ 患者本人 ○ 患者と同じ住民票上の世帯に属し、患者と同じ医療保険に加入している方全員

※ 令和7年1月1日時点(令和8年7月以降に窓口が申請を受理する場合は令和8年1月1日時点)で義務教育を修了していない子については課税(非課税)証明書の添付は不要です。

(注) 「国民健康保険組合」の場合、保険者によっては、患者と同じ医療保険に加入していても、記号・番号が同一ではない場合があります。

【提出する書類】

次の1～3のいずれかをご提出(注)ください。

- 1 住民税課税(非課税)証明書
- 2 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書の写し
- 3 住民税の税額決定通知書(普通徴収の方)の写し

(注) 申請日ごとに以下の年度のものを提出してください。

申請日	年度
令和8年6月30日まで	令和7年度
令和8年7月1日以降	令和8年度

【各階層区分の基準と区分ごとの月額自己負担限度額】

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ 長期(※)	人工呼吸器等 装着者
低所得Ⅰ	区市町村民税	本人年収 80.9 万円以下	2,500		1,000
低所得Ⅱ	非課税(世帯)	同 80.9 万円超	5,000		
一般所得Ⅰ	区市町村民税 課税(世帯)	区市町村民税(所得割) 7.1 万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ		同 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000	10,000	
上位所得		同 25.1 万円以上	30,000	20,000	

※ 「高額かつ長期」の制度については 19～21ページを参照してください。

令和7年度住民税課税額により所得の算定をされている方で、令和8年度から区市町村民税課税額(所得割)が変わったことにより、現在お持ちの医療券の有効期間内(令和8年7月1日)から月額自己負担限度額の変更を希望される場合は、別途変更申請書をご提出いただき、変更申請書に前頁【提出する書類】の1～3のいずれかを添付してください(令和8年6月30日までに申請する場合は、変更申請書に添付する書類を省略できません。令和8年7月1日以降に申請する場合は、マイナンバー制度を利用した情報連携で、変更申請書に添付する書類を省略することが可能です。)

低所得Ⅰの取扱いについて

世帯全員が住民税非課税かつ税の申告義務がない場合、「低所得Ⅰ」区分を希望される方は、税の申告と非課税証明書の提出が必要です。

申告をしない場合や「低所得Ⅱ」でよい場合は、「低所得Ⅱ」となりますので、窓口でお申し出ください。

なお、お申し出がなく、税の申告がされていないことが判明した場合、改めて非課税証明書の提出を依頼する必要があるほか、新しい受給者証の送付が遅れる可能性があるため、ご注意ください。

保険料算定対象者が国外に滞在していたため、住民税課税額が算定されない場合

保険料算定対象者が令和7年1月1日時点(令和8年7月以降に申請する場合は令和8年1月1日時点)において国外にいたため、住民税課税額が算定されない場合、次の1～2のいずれかの書類をご用意ください。なお、この場合、情報連携ができないことをご了承ください。

- 1 上記の日を含む期間に滞在していた外国名が記載された戸籍の附票
- 2 仕事で駐在していた場合は、上記の日を含む期間に国外に駐在していたことを示す勤務先等の証明書
- 3 外国籍の方は入国年月日が申請日の課税年度に対応した課税日以降となっている場合は、在留カードのコピーも可

提出された書類で国内に在住していなかったことが確認できる場合、所得区分は「一般所得Ⅰ」(※)で算定されます。確認できる書類が提出されないときは、「上位所得」で算定されます。

※ 国内にも保険料算定対象者がいる際には、その方の住民税課税額に応じて「一般所得Ⅰ」・「一般所得Ⅱ」・「上位所得」のいずれかで算定されます。

⑦ 公的年金等の収入等に係る申出書（同封の書類）

- 以下のア又はイに該当する方は提出してください。
 - ア 「③個人番号に係る調書」を提出して「④住民票」及び「⑥世帯の所得を確認するための書類」の提出の省略を希望される方
 - イ 支給認定基準世帯員がすべて住民税非課税の方
- 支給認定基準世帯員がすべて住民税非課税の場合、患者本人の年収が80.9万円以下か80.9万円超かで月額自己負担限度額が変わります(月額自己負担限度額については、次頁の表を参照)。
- 所得階層の算定のため、同封の「公的年金等の収入等に係る申出書」に、患者本人の収入等について、該当する項目をチェックの上、提出してください。
- 申出書に示す各収入がある(申出書の「2」にチェックした)場合は、その収入金額を証明する書類も併せて提出してください(証明書類については、次ページの表を参照)。
なお、各収入を合計して80.9万円超であることが明らかな場合は、申出書の「3」にチェックし、収入金額を証明する書類の提出を省略することができます。

※ 「公的年金等の収入等に係る申出書」自体の提出がなく収入額が不明な場合、または申出書の「2」にチェックしても申出書に記載の収入額を証明する書類の提出がない場合は、支給認定基準世帯員がすべて住民税非課税であっても「低所得Ⅱ」で算定されることがあります。あらかじめご了承ください。

【公的年金等の収入に係る証明書類】

内容	証明書類
障害年金	年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改定通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書 ※それぞれ写しで可
遺族年金	
寡婦年金	
特別障害給付金	
労災保険による障害補償に関する給付	労働基準監督署または障害補償給付を決定する機関の証明書、支給決定通知書の写し(金額が記載されているもの)
特別児童扶養手当、障害福祉手当	手当証書の写し、区市町村からの支給決定額に係る通知書の写し
特別障害者手当	
国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による福祉手当	手当証書の写し、区市町村からの支給決定額に係る通知書の写し

(注1) 証明書類は、下表のとおり、申請月の属する年の前年(申請月が1月から6月までの場合は、前々年)の情報が分かるものを添付してください。

申請日	算定対象期間
令和8年6月30日まで	令和6年1月1日から同年12月31日まで
令和8年7月1日以降	令和7年1月1日から同年12月31日まで

(注2) 月単位、隔月単位、年に満たない単位で送付されるものについては、対象期間内の直近のもの¹のみの添付で足りることとします。ただし、添付する証明書類で算定対象期間に受給した全ての金額が確認できない場合、証明書類の余白に合計金額を記載してください。

(注3) 通帳の写し等により内容が確認できるものについては、それらの書類をもって、証明書類に代えることができます。

(注4) この表に掲げる証明書類以外で確認できるものがありましたら、お問い合わせください。

公的年金等の収入等に係る申出書

この申出書は、患者様の自己負担上限額の階層区分を審査する時に利用します。区市町村
 民税非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）に属する方は、本申出書の提出をお願いしま

必ず1、2、3のうちいずれか
 1つにチェックを入れてください。

（以下「課税者（世帯）」という。）であっても、マイナ
 書等の提出を省略する場合は、申請時に窓口で区市町

村民税

以下の年金等を受給されている場合※、該当の年金等にチェックを入れた上で、当該
 年金等の受給金額が確認できる書類の添付が必要です（詳細は、13～14ページをご
 参照ください。）。ただし、課税者（世帯）の場合又は当該年金等、老齢年金及び合計所
 得金額の合計が80.9万円を超えている場合は、3にチェックを入れることで書類の添付
 を省略することができます。
 ※ 受給されているのが老齢年金のみの場合は、2にチェックを入れなくてください。

1 非課
 全て該

2 非課
 該当があ

※ 該当する事項の□を○に入れ、当該事項を証明する書類を添付してください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 特別障害給付金 | <input type="checkbox"/> 労災保険による障害補償に関する給付 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 障害年金 | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当、障害児福祉手当 |
| <input type="checkbox"/> 遺族年金 | <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 |
| <input type="checkbox"/> 寡婦年金 | <input type="checkbox"/> 国民年金法等の一部を改正する法律附則第97
条第1項の規定による福祉手当 |

3 以下のア又はイに該当し、階層区分が低所得Ⅰ（非課税世帯で患者又はその保護者
 の公的年金等の収入等が80.9万円以下）にならないことを了承する。

ア 課税者（世帯）である。

イ 非課税世帯又は課税状況が不明であり、2に掲げる公的年金等の収入等に該当が
 あるが、当該事項を証明する書類の添付を省略する。

上記のとおり申し出ます。

東京都知事 殿

申出者は、患者本人としてください。

（住所） 東京 区西新宿2-8-1

（氏名） 東京 一郎

⑧ 認定を受けている難病に係る医療費等の総額が確認できる書類

- 「軽症かつ高額」、「高額かつ長期」を申請する場合は、以下の書類を提出してください。
詳しくは18～21ページをご覧ください。
- ア 自己負担上限額管理票の写し
- イ 療養証明書
- ウ 医療費申告書及び領収書等のコピー
- ※ アは、同封の「自己負担上限額管理票コピー添付用紙」に貼り付けてご提出ください。
- ※ イ及びウの書類は、お住まいの区市町村の窓口でお受取りになるか、東京都保健医療局のホームページ(URLは表紙に記載)からダウンロードしてください。

⑨ 人工呼吸器等装着者に係る診断書

- 該当する方は提出してください。
- 書類は、お住まいの区市町村窓口でお受け取りになるか、東京都保健医療局のホームページ(URLは表紙に記載)からダウンロードしてください。

⑩ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し(申請日時点で有効なもの)

- 次の場合、提出してください(イの場合、その方の医療保険情報の写しも提出してください)。
- ア 患者本人が当該制度の医療費助成を受けている場合
- イ 患者と同じ医療保険上の世帯の方が、当該制度の医療費助成を受けている場合

⑪ 世帯員の特定医療費(指定難病)受給者証の写し(申請日時点で有効なもの)

- 患者と同じ医療保険上の世帯の方が、当該制度の医療費助成を受けている場合は、その方の医療保険情報の写しと併せて提出してください。

⑫ 世帯員の(都)医療券の写し(申請日時点で有効なもの)

- 患者と同じ医療保険上の世帯の方で、ほかに(都)医療券をお持ちの方がいる場合は、その方の医療保険情報の写しと併せて提出してください。

⑬ 委任状(同封の書類)

- 患者本人(患者本人が18歳未満の場合は保護者。)でも法定代理人でもない方が「③個人番号に係る調書」を提出する場合に、提出してください。

【委任状に記載が必要な方】

委任者	患者本人(患者本人が18歳未満の場合は「①特定医療費支給認定申請書」の「申請者」欄に記載した保護者)
受任者(代理人)	実際に申請書類を提出する方

【窓口で提示する物】(⑭～⑯)

- 更新申請の際には、患者本人の個人番号(マイナンバー)の確認と申請される方の身元確認が義務付けられています。以下の⑭及び⑯をお住まいの区市町村の窓口で提示してください。
- 法定代理人の方が「③個人番号に係る調書」を提出する場合は、上記の⑭及び⑯の書類に加えて以下の⑯の書類をお住まいの区市町村の窓口で提示してください。

⑭ 身元確認に必要な物

- 情報連携を希望される方は、以下のいずれかをご提示ください。(コピー不可。原本をご提示ください。)

ア 顔写真が掲載されている官公署が発行した証、又はそれに類するもの

【次の書類のうち、いずれか1つ】

個人番号カード、運転免許証(経歴証明書でも可)、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳 等

イ 上記(ア)の証明書類の提示が困難な場合

【次の書類のうち、いずれか2つ】

申請者等印字された申請書、⑯医療券、年金手帳、児童扶養手当調書、通知カード(注:例外あり)等
等

⑯ 個人番号の確認に必要な物

- 情報連携を希望される方は、以下のいずれかをご提示ください(いずれも患者本人のもの)。

ア マイナンバーカード

イ 通知カード(注:例外あり)

ウ 個人番号が記載された住民票の写し

エ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

(注) 転居や改姓等により、令和2年5月25日(=デジタル手続法施行日)以後に通知カードの記載事項に変更があった方※は、通知カードによる身元確認や個人番号の確認はできません。

※ 転居や改姓等が令和2年5月25日以前でも、変更手続が令和2年5月25日以降であれば、通知カードによる確認はできません。

⑯ 法定代理人であることを証明する書類

- 以下のいずれかをご提示ください。
 - ア 戸籍謄本
 - イ 後見に関する登記事項証明書
 - ウ 裁判所が決定した旨が確認できる書類

6 「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」について

「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」を申請する場合は、次によりお手続きください。

(1) 「軽症かつ高額」の制度とは

難病医療費助成は、まず、臨床調査個人票の内容について、定められた診断基準及び重症度基準の両方を満たす方に対し支給認定されます。

しかしながら、適切な服薬等の治療により、症状が重症化せずに抑えられた結果、症状の程度(重症度)が医療費助成の基準を満たさないことがあります。

このような場合において、当該疾病の治療に要した医療費が一定期間に一定額以上生じているときは、医療費助成の支給認定を行い、患者さんの負担軽減を図るものが、「軽症かつ高額」の制度です。

(お持ちの医療券下段の「軽症高額」欄に「○」が記載されている方は、「軽症かつ高額」により支給認定されています。)

高額 長期		軽症 高額	○	呼吸 器等		同一 世帯		特定 医療	
----------	--	----------	---	----------	--	----------	--	----------	--

① 対象者

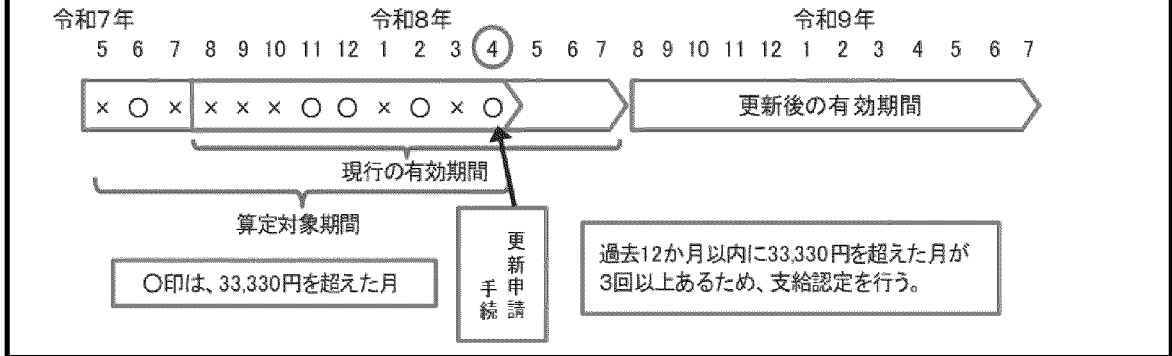
今回の更新手続において提出された臨床調査個人票を審査した結果、症状の程度(重症度)が医療費助成の基準を満たしていない方

② 認定要件

更新申請する疾病の1か月当たりの医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス利用料の総額(10割)(以下「医療費等総額(10割)」という。)※が33,330円を超えた月が、当該更新申請する日の属する月以前の12か月の間に3か月以上あること。

※ 医療費等総額(10割)は、加入する医療保険又は介護保険が負担する金額も含まれます。窓口で支払う自己負担額分では、2割負担であれば1か月当たり6,670円、1割負担であれば3,330円です。また、支給認定を受けた難病に関する医療費に限ります。

例：令和8年7月末で医療券の有効期限を迎える方が、4月に更新申請を行う場合
 令和7年5月から令和8年4月までの間に、医療費等総額(10割)が33,330円を超える月が3か月以上ある場合、「軽症かつ高額」の対象になります。



(2) 「高額かつ長期」の制度とは

難病医療費助成の支給認定を受けた方が、医療機関で受ける医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として認定された場合、月額自己負担限度額が軽減される制度です。

(お持ちの医療券下段の「高額長期」欄に「○」が記載されている方は、「高額かつ長期」の認定がされています。)

高額長期	○	軽症高額		呼吸器等		同一世帯		特定医療	
------	---	------	--	------	--	------	--	------	--

なお、現在「高額かつ長期」の認定を受けていない方で、既に次頁の認定要件を満たす場合、更新申請とは別に変更申請をご提出いただければ、当該申請日の属する月の翌月(申請日が1日の場合は当月)から適用となり、月額自己負担限度額が軽減されます。変更申請は随時受け付けておりますので、該当する場合はお早めにご申請ください。

① 対象者

所得階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」又は「上位所得」の方(下表参照)。

なお、「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」の方は「高額かつ長期」の申請を行い認定されたとしても、月額自己負担限度額に変更はありません(下表参照)。

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		一般	高額長期	人工呼吸器等装着者	
低所得Ⅰ	区市町村民税	本人年収 80.9 万円以下	2,500		1,000	
低所得Ⅱ	非課税(世帯)	同 80.9 万円超	5,000			
一般所得Ⅰ	区市町村民税	区市町村民税(所得割) 7.1 万円未満	10,000	5,000		
一般所得Ⅱ		課税(世帯)	同 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000		10,000
上位所得		同 25.1 万円以上	30,000	20,000		

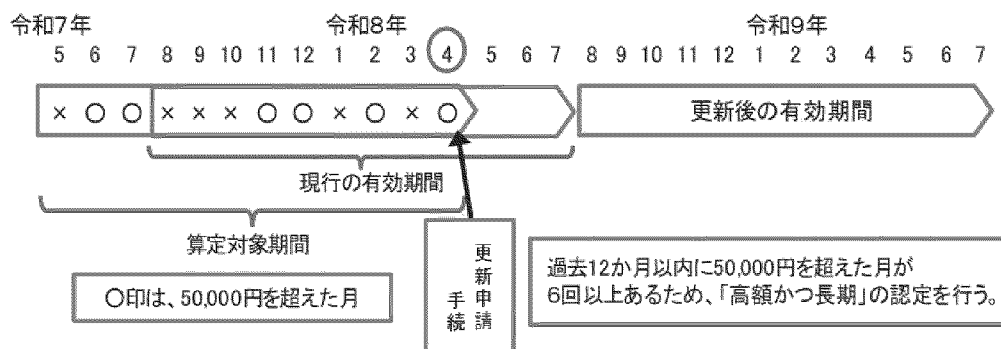
② 認定要件

更新申請する日の属する月以前の12か月※1 の間において、支給認定を受けた指定難病の1か月当たりの医療費等総額(10割)※2 が50,000円を超えた月が6か月以上あること。

※1 難病医療費助成の支給認定を受けた日以後のもので、その難病に関する医療費に限ります。

※2 医療費等総額(10割)は、加入する医療保険又は介護保険が負担する金額も含みます。窓口で支払う自己負担額分では、2割負担であれば1か月当たり10,000円、1割負担であれば5,000円です。また、支給認定を受けた難病に関する医療費に限ります。

例 令和8年7月末で医療券の有効期限を迎える方が、4月に更新申請を行う場合
令和7年5月から令和8年4月までの間に、医療費等総額(10割)が50,000円を超える月が6か月以上ある場合、「高額かつ長期」の対象になります。



なお、現行の有効期間に「高額かつ長期」の適用を受けていない場合に、更新月の前から「高額かつ長期」の適用を受けるには、更新申請とは別に変更申請が必要です(変更申請がない場合、「高額かつ長期」は更新月(令和8年8月)からの適用になります。)

(3) 申請に必要な書類

「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」を申請する場合は、自己負担上限額管理票(お持ちの医療券とともにお使いいただいている橙色A5版冊子のもの)の写しを、同封の「自己負担上限額管理票コピー添付用紙」の後ろにホチキス留めして提出してください(次頁参照)。

自己負担上限額管理票コピー添付用紙

写しをホチキスで
留める

平成〇〇年×月分自己負担上限額管理票					
受診者名	〇〇 〇〇	受給者番号	XXXXXXXX		
月額自己負担上限額 5,000円					
日付	(指定) 医療機関名	医療費 介護サービス費 総額(10割分)	自己負担額・ 被用者負担額	自己負担の 累積額 (月額)	徴収印
X月5日	〇〇〇病院	15,000円	3,000円	3,000円	印
X月5日	××薬局	5,000円		4,000円	印
X月20日	〇〇〇薬局	20,000円			
X月25日	〇〇〇病院	15,000円			

上記のとおり負担上限月額に達しました。

医療費等総額(10割)の合計額が基準額を超えている月の写しを必要数添付してください。

医療費等総額(10割)が基準額を超えた月があるものの、自己負担上限額管理票に記載されていない場合は、代わりに下記のいずれかの書類を提出することもできます。

- 療養証明書
- 医療費申告書及び領収書等の写し

※ 療養証明書及び医療費申告書は、東京都保健医療局ホームページ(URLは表紙に記載)からダウンロードするか、区市町村の窓口で入手してください。

※ 療養証明書の療養証明欄は、医療機関に記入してもらってください(証明にかかる費用は申請者の負担となりますので、あらかじめご確認のうえ依頼してください。)

※ 領収書等は、診療点数等により医療費総額が確認できるものに限り、また、提出した書類はお返しできませんので、領収書等は必ず写しを提出してください。

負担上限月額を軽減する「高額かつ長期」とは異なり、「軽症かつ高額」は認定・非認定の判断に関わるため、お持ちの自己負担上限額管理票等をご確認いただき、該当する場合は必ず写しをご提出ください。

※ 「軽症かつ高額」の申請に必要な書類の提出がなく、重症度基準を満たさなかった場合、「軽症かつ高額」の申請をしない旨の意思表示のない方(申請書中段の『「軽症かつ高額」に該当しない。』欄にチェック(レ点)がない方)については、後日、東京都から「軽症かつ高額」の申請書類一式をお送りします。その場合、審査結果が出るまでに通常よりもお時間がかかりますのでご注意ください。

提出前に必ずご確認ください！

★ よくある不備・間違いについて ★

■ マイナンバーによる情報連携を希望する方は…

➡ 窓口にお出かけ前に、「身元確認に必要な書類」などをお持ちになりましたか？

チェック項目	✓
17ページに記載の【窓口で提示する物】⑭と⑮をお持ちになりましたか？ (窓口にいらっしゃる方が法定代理人の場合は、⑭、⑮、⑯をお持ちになりましたか？)	

■ 「軽症かつ高額」(医療費等総額が33,330円を超える月が3か月以上)を満たす方は…

チェック項目	✓
医療費等総額が33,330円を超えることがわかる書類(※)を3か月分以上、ご提出がありますか？ ※ 上限額管理票のコピーなど。上限額管理票コピーに記載がない場合は、21ページをご確認ください。	

■ 「高額かつ長期」(医療費等総額が50,000円を超える月が6か月以上)を申請する方は…

チェック項目	✓
医療費等総額が50,000円を超えることがわかる書類(※)を6か月分以上、ご提出がありますか？ ※ 上限額管理票のコピーなど。上限額管理票コピーに記載がない場合は、21ページをご確認ください。	
「特定医療費支給認定申請書」の左半分の下のほうにある、「高額かつ長期」の□にレ(チェック)を入れていますか？	

■ 健康保険にご加入の方は…

チェック項目	✓
① 保険証等は、必要な人の分についてもれなく、コピーのご提出がありますか？ ※ご加入の保険ごとに取り扱いが異なります。10ページをご確認ください。	
② 保険証等のコピーに「住所」の記載はありますか？ (保険が国保や後期高齢ではない場合、裏面に住所の記載欄があることが多いです)	

(裏面もチェックリストが続きます)

提出前に必ずご確認ください！

★ よくある不備・間違いについて ★

- 非課税者（非課税世帯）の方は…
- マイナンバーによる情報連携を希望する方は…

⇒ 「公的年金等の収入等に係る申出書」を必ずご提出ください！

チェック項目	✓
①「公的年金等の収入等に係る申出書」（記入例は 15 ページ）のご提出はありますか？	
②「公的年金等の収入等に係る申出書」の左列にある、 1, 2, 3 のチェックボックスのどれか1つにだけ、 <u>チェック</u> が入っていますか？ ※ 複数にチェックを入れている場合、書類の再提出が必要になることがあります。	
③ 2 にチェックを入れた場合、受給している年金等にもチェックの上、令和6年1月から令和6年12月までの（申請受付が令和8年7月以降であれば令和7年1月から令和7年12月までの）受給金額が分かる書類（具体例は14ページ）を添付していますか？ ※ 添付書類だけでは年間の合計金額がわからない場合、添付書類の余白に合計金額を記載してください。	
④ 患者が18才以上の場合、用紙の一番下の「氏名」欄に、患者本人の氏名を記載していますか？ * 患者本人が18歳未満の場合のみ、保護者名を記載してください。保護者名を記載するに当たっては、必ず15ページの記入例をご参照ください。	

- マイナンバーによる情報連携を希望する方は…

⇒ 「個人番号に係る調書」を必ずご提出ください！（同封の4枚複写の用紙）

チェック項目	✓
右端の「 <input type="checkbox"/> 同意する」欄は…	
右端にある「同意する」の「 <input type="checkbox"/> 」には、全員分、チェック（レ点）がついていますか？	
中段の「患者と同じ医療保険に加入している者」欄に…	
①「生年月日」は正しく記入されていますか？ M・T・S・Hのいずれかに○はついていますか？	
②「性別」にマルの付け忘れはないですか？	
③ 患者と住所が同じ場合、「申請時住所」記入欄の <input type="checkbox"/> にチェックをつけていますか？	
令和7年1月1日時点（※）で、現住所とは異なる区市町村に住民票があった方は…	
④「患者」欄・「一人目」欄～「三人目」欄の中段にある、「課税等区市町村等」に、令和7年1月1日時点（※）でお住まいの区市町村名を記載していますか？	

※ 令和8年7月以降に窓口が申請を受理する場合は、令和8年1月1日時点と読み替えてください。

（裏面もチェックリストです）